

学位論文の要旨

日清・日露戦争における日本の対外イメージ戦略 ―外国人記者の処遇をめぐる―

石本 理彩

本論文は、日清・日露戦争における日本の対外イメージ戦略を外国人記者の処遇という側面から分析することで、当該期の外国人記者に対する諸規定の変容と彼らへの施策が日本の対外イメージ形成に及ぼした影響を明らかにしようとするものである。

当該期の外国人記者を日本の対外イメージと関連付けて扱った先行研究では、外国新聞による国際世論の醸成が考察の中心とされてきたため、記者の処遇に十分な検討が加えられてこなかった。そこで本論文では、外国人記者の日本イメージ受容に着目し、彼らに施行された諸規定とその規定下でなされた取材活動や報道を相互的に分析することによって、外国人記者の処遇と日本イメージ形成の相関性を検証する。

まず序章において、先行研究の成果を確認しつつ、本論文の課題設定を明確にした。また、先の大戦における終戦時の公文書焼却や連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）による公文書接收のため、本論文が主たる典拠としている外交史料と陸軍史料に史料的制約がある点について言及した。

第1部では、日本が初めて外国人記者を受け入れた日清戦争時の処遇を検討した。日本は安政の五カ国条約締結以降、欧米列国との不平等条約改正を目標に掲げてきた。開戦前にイギリスとの間で日英通商航海条約の調印に成功した日本であったが、日清戦争中も米仏独露伊といった諸外国との間で条約批准を得るための外交活動等が続けられていた。外国人記者の報道によって諸外国における日本の印象を悪くすることは、すぐに条約改正に影響した。このため、英米仏独から来日した外国人記者1人1人に可能な限りの便宜が図られたのである。

第1章では、外国人記者の従軍申請から戦地出立までを取り上げ、彼らが軍の管理下に置かれる過程を明らかにした。日本は国際条約に加盟し、国際法に準ずる行動を行うことで、文明国として欧米列国に比肩する地位を得ることに努めた。しかしながら、自国に従軍する外国人記者の処遇に国際規範となるものは存在しなかったため、日本は独自に規則を創成した。日清戦争でその国の公使もしくは領事を通じて従軍申請を行った外国人記者数は、計16名であった。いち早く情報管理の重要性を認識していた日本は、記者が発す

る情報や行動を規制するための「新聞記者従軍心得」を英仏独語訳にて整え、英米仏独から来日する記者達を軍の管理下におくための万全の準備を整えたのである。

第2章では、外国人記者による憂慮すべき事件報道を取り上げ、軍による規制下でそのような報道が成し得るに至った取材環境を検証した。政府は開戦前後から、英米仏独に対して現地新聞社への直接的な働きかけや買収行為による情報操作を行った。さらに、軍は外国人記者を伴う行軍を前に、国際法を遵守する旨の訓諭を兵士1人1人に頒布して、対外イメージの向上を図った。しかしながら、外国人記者による旅順口事件報道によって、全ての努力は水泡に帰したのである。初めて外国人従軍記者を伴った日清戦争で、日本は新聞操縦の限界と記者自身に対する処遇の重要性を認識させられることとなった。そうして検閲体制の強化と国際法遵守をいかに外国人記者にアピールするかの2点が今後の課題となったのである。

第2部では、日露戦争における外国人記者の処遇を検討した。日露戦争時の対外意識は、満韓問題をめぐる利害と戦費調達に集約された。日清戦争後、ロシア・フランス・ドイツは三国干渉によって日本の大陸進出を阻み、イギリスはロシアの南下政策を阻むべく日本と同盟を締結し、中国進出に立ち遅れたアメリカは日本を支持した。開戦前から戦費不足は明らかであり、早期解決のために日本はアメリカが調停国となることを期待した。戦費調達のための外債発行は、講和への動きが具体化する1905年6月以前までは全て英米2カ国でのみ募債された。これにより、日本は仏独の記者を警戒し、英米の記者に便宜を図ることになる。

第3章では日露戦争における外国人記者の受け入れ体制を考察し、「陸軍従軍新聞記者心得」や外国人記者に頒布された酒保規程、「軍用通信所発新聞電報取扱手続」等、新たに制定された諸規定から、外国人記者に対して課された規制と彼らに対する配慮を明らかにした。日露戦争で外国人記者に便宜を図るために作成された諸規定は主として英米の記者への配慮であり、それゆえに諸規定および通信の外国語対応は英語に限定された。

日露戦争時の従軍許可否においては、開戦から2ヶ月も経たないうちに英米仏独伊から80名を超える外国人記者が来日したため、従軍申請を受けるとまずは従軍免許証を下附し、戦地への出立は別途人数を絞って調整するという方針が取られた。これにより、従軍許可証を得たにも関わらず、何ヶ月にもわたって東京で待機を強いられるという外国人記者の国内待機問題が生じた。彼らの従軍規制に対する不満は、1904年7月に一定数の従軍が許可されたことによって一応の解決を見せた。しかしながら、従軍受け入れ時に生じた記者

達の不満は、規制と便宜の均衡を図ることの難しさを日本に痛感させるものであった。外国人記者の不満解消が、当該期の日本の対外イメージ戦略における重要な課題であったのである。

第4章では、日露戦争時の戦地における処遇について検討し、官報に公示された「陸軍従軍新聞記者心得」とは別途存在した戦地規則を用いて体系的に講じられた軍の管理体制を明らかにした。先行研究では酒保等に関する注意事項に過ぎない「外国通信員諸君ニ告ク」が戦地規則と混同されてきた。既存の研究で戦地の処遇が看過されてきた要因は、出征軍が運用した「記者取締規則」の存在が知られていなかったためである。本論文では、この「記者取締規則」の発見により、「陸軍従軍新聞記者心得」第10条の高等司令部が定むる所の規定を明らかにし、戦地における処遇状況を具さに考察し得たのである。

日露戦争時の従軍記者は、そのほとんどが記事を戦地から電文にて発信した。大本営は通信経路を把握し、各地点で反復検閲する方法を構築した。しかし、このような通信の不都合や観戦時の規制が、外国人記者に不満を募らせた。厳しい規制によって英米の記者の不興を買ったことは、戦争遂行上、大きな問題となった。外国人記者の処遇に対する不満は、遂にはロンドン市場の公債価格にまで影響を及ぼすこととなる。これを受けて処遇は改善されるのであるが、改善後は意図的な従軍許可否によって、英米の少数の記者に厚待遇をもって従軍を許可し、彼らに好印象を与えることに成功した。日露戦争では、記者の日本イメージ受容を重視し、外国人記者を利用する戦略へと方針転換がなされたのである。

第5章では、日露戦時下で外国人記者が日本国内で行った取材・撮影活動について検討した。これまで外国人記者は東京の帝国ホテル等で待機していたことが知られてきた。しかし、実際には国内待機を強いられている間、あるいは戦地に渡る前や帰還後に、東京と広島を中心とした広い範囲で取材活動を行った記者達が存在した。戦中の多忙な中で、外務省は国内に滞留する外国人記者の取材欲求を昇華せしめんと、取材撮影の許可をめぐって陸海軍とのやり取りに奔走し、陸軍もまた米国公使館付武官から直接依頼を受けた場合には直接交渉するほどの配慮を見せたことが、取材撮影許可申請の諸手続きの分析結果から浮き彫りとなった。これら外務省と陸軍の尽力によって、日露戦争で日本が国際法を遵守し、俘虜を厚遇して傷病者を病院で看護した様子は、アメリカの有力誌に大きく取り上げられた。外国人記者の国内取材に際して図られた便宜は、国際法遵守のアピール手段として、好意的日本イメージを形成せしめるのに極めて有効な手段であったと言えよう。

終章では本論文を総括し、序章で掲げた課題の結論を提示した。本論文は、これまで断

片的にしか語られてこなかった外国人記者の処遇について、日清・日露戦争を通観して体系的に明らかにした。さらに、諸規定における外国語対応や国毎の記者に対する待遇差に着目し、国際関係と外国人記者の処遇の結び付きを詳らかにした。

外国人記者の処遇をめぐる日本の対外イメージ戦略は、新聞操縦の限界を目の当たりにした日清戦争時が起点であった。この時、課題となった検閲体制と欧米列国に文明国として承認されるための国際法遵守のアピールは、共に日露戦争で改善される。しかし、外国人記者に対する規制と便宜の均衡が戦地取材規制と従軍規制によって失われた結果、外国人記者達は厳しい規制に不満を顕にしたのである。

日露戦争時に運用された「陸軍従軍新聞記者心得」と「記者取締規則」は、世界に先駆けた優れた規制機能を有していた。しかしながら、日本人記者の場合と異なり、外国人記者の処遇は最終的には彼らをイメージ戦略に利することが、戦費調達を英米に依存していた当該期の日本において何より重要であったのである。便宜を図るべき対象国である英米の記者への処遇改善を戦略的に行うことで、日本はイメージ低下を回避した。そうして戦地と国内の双方において外国人記者に好意的イメージを印象づけるよう努めた結果、遂には彼らをして期待通りの好意的報道をなさしめることに成功したのである。